

2019年 4月 1日

会員事業者 各位

公益社団法人岩手県トラック協会
(公印省略)

「標準貨物自動車運送約款改正に係る手続き説明会」の開催について

平素は、当協会の事業運営にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、商法の改正に伴う「標準貨物自動車運送約款」が本年4月1日から施行されます。

改正にあたっては、すべての事業者において主たる事務所その他の営業所に新標準約款の掲示が必要となります。また、平成29年11月4日改正の趣旨を含まない約款を使用（旧約款による認可申請）している事業者については、新標準約款を使用するには運賃料金の変更届出（運輸支局への届出）が必要となります。

そこで、岩手運輸支局の首席専門官をお招きし、下記日程にて説明会を行いますのでご案内いたします。

記

1. 開催日時 2019年4月17日（水）

【1回目】 10：30～11：30 （対象支部）中央・花巻・二戸・路線

【2回目】 13：30～14：30 （対象支部）北上・水沢・一関・大船渡・釜石・宮古・
岩泉・久慈

※会場の都合もございますので、極力所属支部対象の時間帯でのご出席をお願い致します。

2. 開催場所 （公社）岩手県トラック協会 総合研修会館

「標準貨物自動車運送約款改正に係る手続き説明会」参加申し込み

事業所名 _____

参加者名 ① _____ ② _____

参加時間 1回目（10：30～） ・ 2回目（13：30～）

※参加される時間帯に○をして下さい。

(公社) 岩手県トラック協会 行 FAX 019-638-5010

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴う
標準貨物自動車運送約款の改正に伴う事業者の必要な手続等について

	現在使用している約款	運賃・料金等の変更届	4月1日以降使用する約款	対 応
①	(平成29年11月改正) 標準貨物自動車運送約款	実施済み	新標準約款	・主たる事務所その他営業所に新約款を掲示する
②	(平成29年11月改正の趣旨を含む) 独自約款	実施済み	新標準約款	・主たる事務所その他営業所に新約款を掲示する
③	(平成29年11月改正の趣旨を含む) 独自約款	実施済み	独自約款 (改正後の商法を反映)	・主たる事務所を管轄する運輸局に対し認可申請を行う ・主たる事務所その他営業所に認可を受けた約款を掲示する
④	旧標準約款	未実施	新標準約款	・運賃及び料金の変更届出を行う ・主たる事務所その他営業所に新約款を掲示する
⑤	(平成29年11月の改正に伴う 手続きを行っていない等) その他	未実施	新標準約款	・運賃及び料金の変更届出を行う ・主たる事務所その他営業所に新約款を掲示する

※「新標準約款」…改正後の商法を反映させた標準貨物自動車運送約款をいう

※「旧標準約款」…平成29年11月改正前の標準貨物自動車運送約款を認可を受けて使用しているものをいう

※独自約款は国土交通省大臣の認可を受けているものに限る

※「(平成29年11月改正の趣旨を含む)独自約款」とは、

(1) 運送状の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定。

(2) 料金として積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定

(3) 付帯業務の内容として「横持ち」等を明確化する等の趣旨を含み、それに関わる運賃・料金等の変更届出をしているものをいう。

※「旧標準約款」を使用しており、4月1日以降「(改正後の商法を反映した)独自約款」を使用する場合、別途手続きが必要となりますので、管轄する運輸支局へご相談ください。